

国際仲裁での知財係争の戦い方

——文書開示と秘密性を巡る実務対応と留意点——

小 原 淳 見*
戸 田 祥 太**

抄 録 本稿は、国際仲裁によって知財係争が解決されるケースが近年増加傾向にあることに鑑み、特に日本企業の知財・法務担当者にとって重大な関心事項である情報開示に焦点を当て、その法的枠組み、具体的な手続の流れ、適用される規則の詳細について解説する。特に、国際仲裁における文書開示手続について、概論的な説明とともに、文書開示手続を立証戦略上有利に進めるための実務上のtipsについても併せて示す。さらに、仲裁手続における非公開原則と秘密性との関係についても検討し、日本企業が国際仲裁を利用する際に秘密性を担保しつつ、適時開示義務等の情報開示義務を遵守するために考慮すべき点も指摘する。このように本稿は、日本企業の知財・法務担当者にとって、国際仲裁実務における情報開示の実際について理解を深め、適切な準備をするための重要なガイドを提供することを目的としている。

目 次

- はじめに
- 国際仲裁手続における文書開示のルールと戦略
 - 1 概 要
 - 2 文書開示手続における戦略
 - 3 文書開示命令に応じないリスク
 - 4 文書開示のない仲裁手続
- 仲裁手続の秘密性と対外的情報開示の実務対応
 - 1 仲裁手続における「非公開」と「秘密」
 - 2 秘密保持義務の法的根拠
 - 3 秘密保持義務の例外
- おわりに

1. はじめに

国際仲裁手続が国際契約に基づく紛争解決のスタンダードとなって久しい。仲裁手続の秘密性、中立性、柔軟性、効率性の観点から、とりわけ異なる国の企業同士の契約においては、訴訟ではなく、仲裁が紛争解決手段として好まれている¹⁾。もっとも仲裁を利用するためには、

予め当事者間で仲裁合意を結んでおく必要がある。この点、特許権侵害等の知財係争では、予め紛争当事者間で契約がないことも多く、知財権が国ごとに発生することと相まって、同一の製品を巡って、世界各地で知財権侵害訴訟が乱立する事態も稀ではない。ところが、知財係争も、一旦ライセンス契約等の契約関係が当事者間で成立すると、紛争解決条項に仲裁が選ばれることが多く、知財契約に基づく仲裁も数多く公表されている²⁾。また予め契約関係がない当事者間で、仲裁合意を事後的に結び、世界各地の特許侵害の係争を、一本の非公開な仲裁手続で、一回的に解決する事例も出てきている³⁾。テクノロジーが絡む仲裁件数の統計を取っている米国の国際仲裁機関のICDR⁴⁾では、テクノ

* 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
Yoshimi OHARA

** 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
Shota TODA

ロジーに関する係争が、2020年の55件（国際仲裁の申立件数の総数704件）から2022年では133件（国際仲裁の申立件数の総数755件）に増えている⁵⁾。テクノロジー系の係争では、何らかの形で知財の係争が発生する確率が高いことに鑑みると、今後とも知財係争を仲裁で解決する事案が増えていくことが容易に推察される。

翻って日本企業の仲裁活用例を見るに、大手仲裁機関の統計を見ても日本企業を当事者とする事件数は限定的で⁶⁾、一部の業界を除き、日本企業に仲裁経験に基づく学びが蓄積される例は限られる。そのため本稿では、企業の知財担当者として、いつ何時起こるかもしれない国際仲裁に備えて、仲裁実務の具体的なイメージが掴めるよう、仲裁手続の中でも、とりわけ当事者である企業にとって人的にも費用面でも負担の重い文書開示手続に特化して、手続の概要及び実務的な留意点を概説する。

ところで、仲裁の利点として秘密性が挙げられることから、仲裁手続＝秘密と考えている読者も多いのではないだろうか。仲裁手続＝非公開ではあるものの、当然に仲裁手続＝秘密とは限らない。仲裁手続＝秘密となるには一手間必要となることもある。とりわけ知財係争では、文書開示により企業の最先端の秘密情報が相手方にわたり、仲裁手続の審理の対象となる場合もあることから、仲裁手続で秘密性を確保するための留意点についても言及する。

2. 国際仲裁手続における文書開示のルールと戦略

2.1 概要

国際仲裁手続は、仲裁地の仲裁法や当事者の選んだ仲裁規則に基づいて行われるが、仲裁法や仲裁規則は、裁判における民事訴訟法や民事訴訟規則と異なり、詳細な手続を規定していない。証拠調べについても、仲裁規則は、仲裁廷

による証拠評価の権限と裁量を定めるだけで、具体的な証拠法や文書開示要求の手続を定めることは稀である。これは、国によって裁判手続が異なる中で、仲裁では、特定の国の裁判手続に縛られることなく、大陸法や英米法等法的なバックグラウンドの異なる当事者間で、個々の紛争に適した手続を、当事者の合意又は仲裁廷の判断で作っていく私的自治に基づく制度だからである。とはいえ、実務的には、仲裁規則に書かれていない手続を、毎度仲裁ごとに当事者が一から合意により作り上げるのではなく、国際仲裁で幅広く利用されている標準的な実務をベースに、個々の事案に則して手続を作り込んでいくのが実情である。以下では、この国際標準の仲裁実務に含まれる文書開示手続について説明する。

国際標準の仲裁実務での文書開示は、世界170か国以上、8万人を超える法律家で組織される国際法曹協会（International Bar Association）⁷⁾が定めるRules on the Taking of Evidence in International Arbitration（以下「IBA証拠規則」という。）⁸⁾を参照して実施されることが多い。証拠「規則」という名称ではあるが、法的根拠に基づき当然に当事者を拘束するというものではなく、長年の国際仲裁実務の中で醸成され、英米法（文書開示が広範）・大陸法（文書開示が限定的）等の法体系の違いを超えて、幅広く受け入れられてきた実務、いわば国際仲裁のソフトローを文書に書き下したものである。そのため、仲裁廷が組成された後、約1か月で出される仲裁手続の詳細を定める第一手続命令（Procedural Order No.1）で、IBA証拠規則を参照して文書開示手続が行われることが規定される。

広範な文書開示手続のある英米法系の実務家と、文書開示手続が限定的な大陸法系の実務家の双方に受け入れられるIBA証拠規則とは何か。一言で言えば、両者の折衷的な手続であり、

また運用次第で英米法的にも大陸法的にも使える鶴的規則ともいえる。ちなみにIBAでは、最新の實務を反映するために、時折IBA証拠規則の見直しを行っており、直近では2020年に仲裁手続のデジタル化を反映して改正が行われている。

以下では、IBA証拠規則のうち、最もよく参照される文書開示手続の實務と留意点を、仲裁手続の流れに沿って概説するとともに、IBA証拠規則の対抗軸として新たに登場したプラハ・ルールについても紹介する。

(1) 仲裁手続が始まる前の準備 — 関係者に対するDocument Holdの発出

米国訴訟の経験のある読者であれば、訴訟の具体的な可能性が生じた時点で、紛争当事者は、社内関係者及び関係部署に対して、訴訟に関連する可能性のある文書を保存し、廃棄や改変を禁止する、いわゆるDocument Holdを発出する義務があることをご存じであろう。これは、米国訴訟には広範な文書提出を義務付けるディスカバリーがあり、訴訟当事者にディスカバリーの対象となる可能性のある文書の保管を義務付けているからである。実際、米国訴訟では文書の保管義務を怠った当事者には制裁があり、文書廃棄の事実だけで廃棄した当事者が敗訴することもある。

この点、国際仲裁では、仲裁の具体的な可能性が想定された時点で、仲裁合意の当事者に対して仲裁に関連する文書を保存する義務を規定した仲裁法や仲裁規則はない。しかし、仲裁においても、仲裁申立の現実的な可能性が生じた段階で、社内関係者に対して、文書を保管する担当者、文書の種類、期間等を特定したDocument Holdの通知を行い、関連する文書を保全することが望ましい。

というのも、国際仲裁であっても、自己に有利な文書が散逸しないよう文書を保管する必要

がある。加えて、国際標準の仲裁實務では文書開示手続が想定されることから、仲裁廷も仲裁の当事者も、仲裁の具体的な可能性が出てきた時点で、仲裁に関連する文書が保管され、廃棄や改変がなされていないことを前提にしているからである。そのため、仲裁手続が始まり、一方当事者が文書を適切に保管せず、廃棄、改変していたことが判明した場合には、相手方当事者から文書の保管を怠ったことを非難され、後述するように、仲裁廷にも不利な心証を抱かれる虞がある。

実際、国際仲裁の代理人の行為規範に関するガイドラインを定めるThe IBA Guidelines on Party Representation in International Arbitration（「国際仲裁における当事者の代理に関するIBAガイドライン」）は、仲裁代理人に対し、文書開示の可能性のある仲裁において関連文書を保管する必要があることを当事者に伝える義務を規定している⁹⁾。

もっとも、仲裁手続が始まる前の時点では、相手方がどのような文書開示要求をしてくるか、自分たちが相手方にどのような文書開示要求をしたいか定かでない。したがって、IBA証拠規則に定める文書開示の範囲を参照しながら、Document Holdを行う。次項では文書開示手続の枠組みを概観する。

(2) 文書開示手続の具体的な流れ — IBA証拠規則を中心に

1) 仲裁廷によるIBA証拠規則の参照

前述のとおり、一般的には、IBA証拠規則は、申立人により仲裁手続が開始され、仲裁廷が組成された後、当事者双方の意見も聴取した上で、仲裁廷が作成する第一手続命令に規定することで、仲裁手続に正式に取り込まれる。第一手続命令で、仲裁廷はIBA証拠規則を参照する旨規定することが多い。「適用」ではなく「参照」されるのは、仲裁廷の裁量を幅広く認め、仲裁

廷が、IBA証拠規則の適用を誤ったという当事者の主張を防ぐためでもある。

2) 文書開示手続のタイムライン

国際仲裁における文書開示手続の具体的な時期は、仲裁廷の定める手続スケジュールによることとなるが、両当事者の第一主張書面（申立人側のStatement of Claim及び被申立人側のStatement of Defense）及び第二主張書面（申立人側のReply及び被申立人側のRejoinder）の提出の間に実施されることが一般的である（図1）。それゆえ、当事者は、第二主張書面において文書開示手続によって得られた証拠を利用して主張立証を行うことができる。なお、米国民事訴訟におけるディスカバリーは、通常、訴訟手続の序盤、すなわち、実質的な主張立証が行われる前の時点で実施される点で、まず最初に手持ちの証拠で主張立証を求められる国際仲裁における文書開示とはタイミングが異なる。これが、IBA証拠規則が、英米法系と大陸法系の文書開示手続の折衷的な手続といわれる所以でもある。

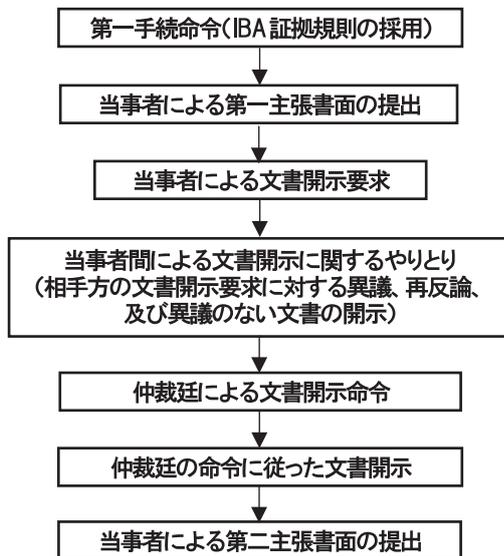


図1 文書開示手続の具体的な流れ（例）

3) 文書開示の範囲

IBA証拠規則上、文書開示が認められるのは、

①実体要件、——文書開示の対象となる文書が仲裁事件と関連し、かつ、仲裁事件の結果にとって重要であり（relevant to the case and material to the outcome）（3.7条）、後述する異議事由（9.2条）に該当しないこと——、及び②後述する文書開示要求の際の手続要件（3.3条）をいずれも充足する文書である。

したがって、前述したDocument Holdによる保全の対象となる文書は、潜在的に、仲裁事件と関連し、かつ、その結果にとって重要であると思われるものということになる。

4) 文書開示手続の流れ

IBA証拠規則上、文書開示を求める当事者は、まず、自らの主張を基礎づける手持ちの証拠をすべて提出した上で（3.1条）、第一手続命令で定まる審理日程に則って、文書開示要求を行う（3.2条）。

IBA証拠規則の下で、当事者が相手方に対して、文書開示要求を行う際には、具体的には以下の点を明確にする必要がある（3.3条）。

- a. 文書そのもの又は文書のカテゴリーを狭くかつ特定し（narrow and specific category requested category of documents）、かつ具体的に記載して（description in sufficient detail）開示を求める。ただし、相手方がそのような文書を保有していると合理的に考えられる場合に限り、文書の存否に拘わらず、探索的に文書開示を求めることは認められない点に留意する必要がある。
- b. 開示を求める文書がどのように仲裁事件に関連しており、その結果に重要であるか（relevant and material to the outcome）を説明する。
- c. 文書開示を求める当事者自らは開示を要求している文書を保有しておらず、相手方が持っているはずであるとする理由を述べる。これに対して、文書開示要求を受けた当事者は、要求に同意して開示するか、異議を述べて

これを拒否するか、いずれかの対応を行う（異議事由の具体的内容は、2. 2 (4) で後述する。）。仲裁廷は、当事者が異議を述べた文書開示要求について、当該異議を解決することを目的として協議するよう促す (invite) ことができる (3.6 条) が、最終的に当事者間で解決に至らない場合、仲裁廷は、開示要求のあった文書について、立証しようとする事項が仲裁事件と関連し、かつ結果にとって重要であって、後述する9.2条又は9.3条の異議事由に該当せず、上記3.3条の要件が充足されていると判断した場合、当該文書の提出を命じることができる。

なお、実務上、文書開示要求、これに対する相手方当事者の異議、異議に対する再反論、及び仲裁廷の判断を一覧性のある形で管理することを目的として、表1に例示するような Redfern schedule 又は Stern schedule¹⁰⁾ と呼ばれる表形式の文書が用いられる。

5) プラハ・ルール

なお、2018年に、大陸法系の法律家が中心となり、プラハ・ルールと呼ばれる国際仲裁における手続規則 (The Rules of the Efficient Conduct of Proceedings in International Arbitration) が公表された¹¹⁾。プラハ・ルールはロシアの仲裁実務家が音頭をとり制定されたこともあり、東欧の主要都市プラハの名を冠することで、東西諸国に等しく受け入れられる手続であることをアピールしている。プラハ・ルールは、(国際標準として、英米法及び大陸法双方の裁

判実務の折衷案的な仲裁手続を体現したと見られている) IBA証拠規則に対して、なお英米法の裁判実務に近い運用が行われているという立場から、国際仲裁における文書開示手続を含む証拠調べ手続に要する期間やコストへの不満を解消することを目的として起草されたものである。このようにプラハ・ルールは、IBA証拠規則の対抗軸として打ち出され、IBA証拠規則同様、第一手続命令で参照されることで仲裁手続に取り込まれることが想定されている。

では、プラハ・ルールは、IBA証拠規則と何が違うのか。それは、プラハ・ルールの下では、当然に文書開示手続が認められるわけではないということである。まず、同ルールでは、仲裁廷及び当事者は、原則として広範な文書開示手続を避けることが奨励されている (4.1条)。この点でIBA証拠規則では、文書開示手続があることを前提に、文書開示の範囲が問題となるのは異なる。さらに、例外的に文書開示を要求することができる文書についても、当事者が、当該文書を具体的に特定することを求めている (4.2条)。これは、前述したように、IBA証拠規則がカテゴリーの表示をもって典型的に文書の範囲を画定して開示要求を行うことを明文で認めている点と比較すると、プラハ・ルールによる文書開示の範囲は限定的である¹²⁾。

では、国際仲裁における文書開示手続における負担を避けるために、プラハ・ルールを採用したほうが得策なのか。結論から言えば、実は、

表1 Stern schedule (書式例)

Document Request No.	1-Documents relating to [...]
Documents or category of requested documents	
Relevance and materiality :	
Agreement to produce or Summary of objections by disputing party to production of requested documents	
Requesting party reply	
Decision of the Tribunal	

ごく限られた地域を除いてプラハ・ルールを採用する実務をあまり耳にしない。なぜならプラハ・ルールを提唱するには覚悟がいるからである。既述のとおり、IBA証拠規則とプラハ・ルールのいずれを採用するかは、仲裁申立書と答弁書が出た後、第一手続命令で定まる。この時点では、まだ相手方の主張や証拠はあまり見えていない。そのためこのタイミングで、相手方への文書開示は原則不要と戦略的に判断できる事例は限られている。文書開示手続のメリットは、こちらの主張立証に有利な証拠を相手から引き出せるだけでなく、内部文書を開示させられる虞があることで、相手方の虚偽の主張を抑制させる効果にある。特に、当方の主張立証に必要な証拠が相手方に偏在している場合には、プラハ・ルールは禁物である。仮に、事案の性質上、文書の開示を求める必要性が高くない場合には、IBA証拠規則に則れば、個々の文書開示要求が認容される範囲は限定的であることから、結論をみれば、IBA証拠規則を採用したかプラハ・ルールを採用したかで大差はない。そうなってくると、敢えて第一手続命令（実際には命令が出される前に行われる手続準備会合）の時点で、当事者はプラハ・ルールを採用すべきと主張する必要もないし、IBA証拠規則に基づく実務に慣れ親しんだ仲裁廷も、一方当事者がIBA証拠規則の採用を求めているときに、敢えてプラハ・ルールの採用に踏み切ることもないということになる。したがって、多くの国際仲裁は、むしろ、鶴的であるIBA証拠規則をいかに自社の仲裁戦略に沿った形で利用するかが重要となる。

2.2 文書開示手続における戦略

知財係争では、紛争解決に必要な証拠が一方当事者に偏在することが往々にしてある。例えば、相手方が、ライセンス技術を流用していると疑われる場合や、共同開発で自社の拠出した

バックグラウンド技術が相手方の別の開発とコンタミネーションを起こしているのではないかと疑われる場合、相手方が契約当時、特定の事情を知っていたかが問題となるとき等、相手方の組織内における情報共有の実体や研究開発や事業活動、意思決定に関わる文書が立証上重要となってくる。このように、文書開示手続においては、事件の種類や主張立証の戦略の如何によって、相手方に幅広く開示を求めたい場合もあれば、自社の文書の開示をなるべく避けたい場合もある。以下では、文書開示手続においてIBA証拠規則を自社の仲裁戦略に則って如何に有効に活用するかの実務的留意点を概説する。

(1) 文書開示手続における戦略的視点①

一 戦略を早くから見極めよ

国際仲裁での文書開示手続は、事案、仲裁代理人、仲裁人、仲裁地によって、運用に大きな幅がある。米国や英国を仲裁地とする仲裁では、米国訴訟のように外部ベンダーを導入して、大量の社内文書を収集分析し、関連文書を抽出して事案を分析し、キーワード検索でヒットする文書の開示を求めるe-discoveryを行ったり、e-discoveryとまではいかなくとも、文書開示要求が100件を超えることも稀ではない。他方で、大陸法系のヨーロッパ大陸やアジアの諸国の中には、文書開示要求はあってもせいぜい十数件程度の例もある。そのような仲裁地では、当然外部ベンダーを起用して、社内文書を網羅的に収集する実務は一般的ではない。このように仲裁地の裁判実務が、仲裁地の仲裁実務家の傾向を介して、仲裁地の文書開示手続に間接的に影響を与えていることもある。文書開示手続の実務にこのような大きな幅があることから、文書開示手続を、仲裁戦略に沿って作り込むことが重要になってくる。仲裁地、仲裁人、仲裁代理人選びが、文書開示手続の実務の与える実質的な影響を考えることを踏まえると、契約交渉の

段階で、契約から想起される紛争類型を踏まえて、仲裁合意を作り込んでいくことも重要となる。

(2) 文書開示手続における戦略的視点②

— 仲裁廷を味方につけるべし

IBA証拠規則の解釈は、事案に応じた当事者の戦略と当事者の文書開示要求に対する仲裁廷の判断によって幅がある。そこで、紛争が顕在化した時点で、双方が行う文書開示要求の程度を想定して、それを踏まえて代理人、仲裁人を選定する。この仲裁人の選定にあたり、文書開示に対する考え方は重要な考慮要素の一つとなる。これは仲裁人が英米法系か大陸法系かで文書開示手続に対する考え方が異なりうるためである。そのため仲裁人のデータベースで、各仲裁人の文書開示手続への考え方が掲載されていることもある。しかし最も大事なことは、仲裁人の法的バックグラウンドの如何に拘わらず、その文書が如何に仲裁廷の判断にとって重要であるか、まずは仲裁廷にその文書を見たいという気にさせることである。IBA証拠規則の文書開示の要件が抽象的であるために、なおさら相手方の主張書面の記載や証拠に言及する等して、当該文書が必要である具体的な理由付けを行うことが必要となる。

(3) 文書開示手続における戦略的視点③

— 両刃の剣

IBA証拠規則に基づく文書開示の要件は、いずれも当該証拠の関連性、重要性、特定性といった抽象的なものであるため、解釈に幅がある。文書開示手続では、第一ラウンドで、一方当事者は、相手方への文書開示要求を行い、第二ラウンドで、相手方の文書開示要求への異議を出し、第三ラウンドで、相手方の異議への再反論を行う。そのため、相手方に対する開示要求の範囲や相手方の開示要求に対する異議の理由付けで自分が使ったロジックは、相手方による文

書開示要求や、自分が行った文書開示要求への相手方による異議にも「流用」されることもある。例えば、申立人側が、「仲裁事件の結果に対する重要性」(IBA証拠規則3.3条)の意義を狭く解釈した上で被申立人の文書開示要求に対して異議を出した場合、被申立人も同様の解釈を前提として、今度は申立人による文書開示に異議を出してることが想定される。反対に、「そのもの又は文書のカテゴリーを狭くかつ特定し(narrow and specific category requested category of documents)、かつ具体的に記載して(description in sufficient detail)」という要件や、「文書のカテゴリーを狭くかつ特定する」(IBA証拠規則3.3条)という要件に関して、申立人が緩やかな解釈を前提として、広範囲の文書開示を求めた場合、被申立人からも同様の解釈を前提として広範な文書開示要求が認められるべきだと、第三ラウンドで主張されうることを念頭におくべきである。

このように、文書開示手続においては、当事者が、文書開示を要求する立場であると同時に、要求される立場でもあることを踏まえ、双方向の議論の論理一貫性に注意を払いつつ、文書開示の戦略を組み立てることが重要となる。

(4) 文書開示手続における戦略的視点④

— 異議を唱えるべきか、それが問題だ

相手方が大量の内部文書の開示を要求してきた場合、後述する、文書開示を拒める異議事由も思いつくが、果たして文書開示要求を拒むのが得策かというところ、結論は、異議事由にもよるし、異議事由があっても敢えて、文書の開示に同意して、異議の範囲を狭めることが得策な場合もあるということになる。

まず、以下では、実務上、特に争いとなる重要な異議事由について概説する。

1) 弁護士秘匿特権等

最も重要な異議事由は、弁護士秘匿特権

(attorney-client privilege) である。依頼者と弁護士との間の弁護士に法的助言を求めるコミュニケーションは、弁護士に助言を求める権利に実効性を持たせるためにも、文書開示要求を拒むことができる。弁護士秘匿特権の対象となる文書の開示要求は、特別な事例を除き拒むべきである。

では、弁護士秘匿特権は何法に基づいて判断されるのかという話になるが、これも仲裁地の法律か、個々の代理人の弁護士資格を定める法律か、国際仲裁の場合には、様々な国の弁護士資格を持つ代理人が仲裁手続で一堂に会するため、問題となる。例えば弁護士秘匿特権が明示的に定められている英米法の弁護士と、弁護士秘匿特権そのものの規定のない日本法の弁護士とでは、取り扱いが異なるのかといった疑問が生じる。

この点、IBA証拠規則では、異議事由を「弁護士秘匿特権」と規定せず、文書の提出に対する「仲裁廷が適用されると判断した法令若しくは倫理規則上の法的障碍又は特権」(9.2条 (b))がある場合には、当事者は文書開示を拒否することができることと定め、異議事由に幅を持たせている。これは、弁護士秘匿特権が伝統的に幅広いディスカバリーを認める英米法の概念であること、大陸法では、長らく弁護士の秘密保持義務が弁護士秘匿特権と類似の機能を果たしてきたことに配慮したためである。さらには、IBA証拠規則9.4条 (e) は、「当事者間の公正及び公平を維持する必要性、特に、当事者が従わなければならない法令又は規則が異なるとき」には、これらの事情を法的障碍又は秘匿特権の適用について斟酌できるとされている。これは、弁護士秘匿特権や弁護士の秘密保持義務という、各国の裁判制度や弁護士制度の違いをそのまま機械的に適用すると、国際仲裁の当事者間の実質的な公平に反することから、弁護士秘匿特権等の文書開示の異議事由の検討にあたり、

仲裁廷に当事者の公平を配慮することが求められているためである。そのため、仲裁の当事者や代理人の間で適用される弁護士秘匿特権の制度が異なる場合、最も弁護士秘匿特権の保護の厚い当事者を基準に、同一の基準が一律に仲裁当事者代理人に適用されることが多い。

2) 関連性及び重要性の欠如

仲裁廷は、当該文書開示要求が「文書提出要求を行った当事者が立証しようとする事項が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要」でない場合には、文書開示の要求を退ける (IBA証拠規則9.2条 (a))。それゆえ、当事者は、開示要求された文書が当該仲裁事件と関連性がない又は結果にとって重要でないことを理由に、文書開示要求に対する異議を出すことができる。このような異議の場合は、文書を開示しても害がない場合には、一定の範囲で文書の開示に同意することで、相手方に協力的であることを仲裁廷にアピールする手段に使うこともある。

3) 特定性の欠如

IBA証拠規則は、「存在することが合理的に認められる対象文書の十分に限定かつ特定されたカテゴリーの表示 (文書の趣旨 (subject matter) 等)」により、文書開示を求めることを明文で許容しており (3.3条 (a) (ii))、文書単位で特定することまでは求めていない。しかしながら、前述のとおり、文書の存否の可能性に拘わらず、探索的に文書開示を求めることは認められておらず、また、カテゴリーの表示が過度に広範であるか又は不明確であるような場合には、十分に限定かつ特定されたものを対象とするよう異議を述べることができる。

もっともこのような異議を出せる場合であっても、全面的に文書開示要求を拒否するのではなく、文書開示を求められた側が、文書開示要求のうち、一定の限られたカテゴリーについてのみ文書開示に応ずることで、それらの限定さ

れたカテゴリーに含まれない、その他の不特定文書の開示要求を、仲裁廷が拒否しやすくする戦略もある。

4) 営業上又は技術上の秘密

IBA証拠規則9.2条(e)は、営業上又は技術上の秘密であるとの理由により、仲裁廷がやむを得ないと判断したものを証拠排除の対象として挙げる。もっとも、これを理由に拒否できるのは「仲裁廷がやむを得ないと判断するもの」に限られ、仲裁廷は秘密性と係争の関係や、開示のインパクト等諸般の事情を考慮して判断することから、秘密性を主張すれば常に文書開示要求を拒めるわけではない。

さらに、IBA証拠規則9.5条は「適当な秘密保護を条件として、文書の提出、及び証拠の提出又は検討を許可するための必要なアレンジメントをすることができる」と定める。例えば、当事者が営業上又は技術上の秘密であることを理由に異議を出した場合、仲裁廷は、一定の秘密部分の黒塗りや、代理人と仲裁廷のみが閲覧して文書開示の要否を判断するインカメラ手続等、外部の代理人のみに秘密性の高い文書のアクセスを認めるattorneys eyes onlyの秘密保持命令を併せて出すことが考えられる。

2. 3 文書開示命令に応じないリスク

文書開示手続は、当事者が文書開示要求に合意できない範囲について、最終的には、仲裁廷が開示すべき範囲が決定し、当事者に対し文書開示命令を出す（前述したとおり、実務上、各文書開示要求に対する仲裁廷の個別の判断もRedfern scheduleに追加される形で行われることが通常である）。この際、不幸にして仲裁廷の文書開示命令に納得がいかなかった場合でも、文書開示命令には従うのが鉄則である。文書開示命令に応じない最大のデメリットは、仲裁廷の信頼を失うことである。加えて、IBA証拠規則には以下のような不利益が定められている。

第一に、仲裁廷による不利益な推認（adverse inference）がある。IBA証拠規則9.6条は、「当事者が、文書提出要求に関し、適時に異議を申し立てず、かつ十分な説明をしないで求められた文書を提出しなかったとき、又は仲裁廷が提出を命じた文書を提出しなかったときは、仲裁廷は、当該文書が当該当事者にとって不利益なものである（adverse to the interest of that Party）と推認することができる。」と定める。adverse inferenceとは、正当な理由なく証拠を開示しない場合に、当該文書を提出しなかったことを根拠に、仲裁廷が特定の事実の存否について、当該当事者の不利益な推認を行うことが許容されるという意味である。ただし、仲裁廷が実際に現物を見ていない文書に基づいて、どの程度の推認を行うことが適切であるかについては議論がある。特定の事実の存否を認定する上での一事情であるにとどまり、仲裁廷が、adverse inferenceのみを理由として、当該文書と関連する事実について直ちに当該当事者に不利益な認定を行うことはあまりない。

第二に、手続費用の割り当てである。国際仲裁では、仲裁廷には、予め当事者が異なる合意をしていない限り、一方当事者に、他方当事者の仲裁費用の全部又は一部を負担させる判断を行う裁量がある。通常は、敗訴者負担ルール（Costs follow the event）が適用されるが、加えて、仲裁手続における当事者の対応を考慮して、仲裁費用の分配を決めることができる。この点IBA証拠規則9.8条は、仲裁手続費用の割り当てについて、当事者が文書開示手続を含む証拠手続において「誠実な対応」をしなかったと仲裁廷が判断したときは、これを考慮すると定める。仲裁手続における費用負担に関する判断（cost award）において、当事者が仲裁廷の定めたスケジュール及び仲裁廷の開示命令どおりに文書開示を実施しないことにより仲裁手続が遅延し、手続費用が増加した場合には、増加分

を当該当事者に割り当てるという判断が行われることもあり得る。実際、筆者が仲裁人となった案件で、勝訴した当事者の極めて非協力的な対応に鑑み、敗訴した当事者の仲裁費用の一部を勝訴当事者に負担させたことがある。

2. 4 文書開示のない仲裁手続

国際仲裁の世界標準の実務ではIBA証拠規則に則った文書開示手続が行われると縷々述べてきた。ところが、日本企業に身近なアジアで、国際標準の仲裁実務が行われていない国が存在する。中でも文書開示の実務が確立していないのが中国の国内仲裁である。本稿の主題である「国際仲裁」でなく、中国の「国内仲裁」の話なので唐突に感じるかも知れないが、現行の中国仲裁法では、日本企業の中国子会社と中国企業との間の契約では、中国の仲裁機関を選定し、中国を仲裁地とする必要があるとされている点で、中国に子会社を持つ日本企業はこれについても理解しておく必要がある。特に、知財ライセンス等、ライセンサーの実施状況をモニターする必要性の高い契約では、仲裁合意にIBA証拠規則の参照を合意するとともに、契約の中で、ライセンサーの情報開示義務、ライセンサーによる立入検査権限等を明示的に規定することが重要である。また、仲裁手続言語を英語にし、仲裁廷の長を第三人にする等、なるべく、中国の国内仲裁でも国際標準の実務に則った仲裁手続を実現するための仲裁合意の作り込みも重要である¹³⁾。

なお、脱稿の時点で公表されているシンガポール国際仲裁センター（SIAC：Singapore International Arbitration Centre）の改訂規則案で新たに提案されているStreamlined Procedureでは、文書開示要求が認められていない（Schedule 2.11（b）条）。これは係争額が100万シンガポールドルを超えない比較的少額の係争において、単独仲裁人が就任後3か月以内に仲

裁判断を出すことが求められているためである。注意すべきは、SIACの規則は改正されれば、自動的に最新の規定が適用になる点である。このため、既にSIACの仲裁合意を締結している契約には、自動的にこのStreamlined Procedureが適用される（SIACがStreamlined Procedureに経過規定を導入すれば別である）。もちろん当事者が合意すればopt outすることはできるが、係争が起きてからでは当事者の合意は難しいため、opt outを希望する場合には、係争が起きる前にopt outの合意をすることが望ましい。

3. 仲裁手続の秘密性と対外的情報開示の実務対応

3. 1 仲裁手続における「非公開」と「秘密」

紛争解決の手段として、訴訟ではなく仲裁を採用することのメリットとして、秘密性が挙げられることが多い。しかし、本稿冒頭で述べたとおり、仲裁手続における「非公開（Privacy）」と「秘密（Confidentiality）」は異なる概念である点に留意する必要がある。仲裁手続が非公開であることは、一般に、仲裁手続における審問期日に第三者の出席・傍聴を許さないことを意味する。この点、仲裁手続は、公権力たる裁判所が判断権者となる訴訟と異なり、私人間の紛争解決である商事仲裁の場合は、私的な紛争解決手段としての性質を有することから、当事者のみによる非公開の手続で実施される。しかし、手続が非公開であることは、当事者が仲裁手続の内容（進行状況、主張書面、提出証拠、審問期日の記録、仲裁判断等）を第三者に開示することを直ちに禁止するものではない。したがって、仲裁手続の秘密性を保持するためには、仲裁合意の当事者が仲裁手続に関連して秘密保持義務を負っているか確認する必要がある。

3. 2 秘密保持義務の法的根拠

仲裁合意の当事者は、仲裁合意を定める契約で秘密保持条項を定めていることが多い。もっとも、契約に定める秘密保持条項は、仲裁を行っている事実等を含め、仲裁手続で起こることをカバーしきれていない場合がある。

この点、仲裁地の仲裁法や仲裁規則で秘密保持義務が課されていないか問題となるが、仲裁法において明文で当事者に秘密保持義務を課す国・法域は多くない¹⁴⁾。また、仲裁規則のデフォルト・ルールも一様ではない点に注意しなければならない。例えば、SIAC仲裁規則は、仲裁手続の全当事者及び仲裁廷に対して、秘密保持義務を課している(39条1項及び2項)。他方で、ICC仲裁規則¹⁵⁾やUNCITRAL仲裁規則¹⁶⁾は、当事者に対する秘密保持義務を定めていない。これは、ICCやUNCITRALの仲裁規則が、私人間の紛争解決を超えて、国家間の紛争解決や国家と投資家との紛争解決にも利用されるためである。このため、第一手続命令等で、当事者の秘密保持義務等を規定することが重要となる。

3. 3 秘密保持義務の例外

仲裁規則や当事者の合意によって当事者が秘密保持義務を負う場合であっても、かかる秘密保持義務は絶対的なものではなく、一定の制約を受ける。具体的には、規制法上当局に情報開示義務を負う場合や、証券取引所の定める適時開示義務に従って情報開示を行う場合が挙げられる。例えば、SIAC仲裁規則39条2項は、法律上開示が義務付けられる場合、規制当局の要求に従う場合、自己の法的権利を実現することを目的とする場合等を、秘密保持義務の例外として列挙する。

上場企業であれば、証券取引所の上場規程に基づく適時開示義務を、秘密保持義務の例外として検討することとなる。東京証券取引所の有

価証券上場規程は、上場会社は「財産権上の請求に係る訴えが提起された場合」、又は「当該訴えについて判決があった場合」、若しくは「当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、同規程の定める一定の財務上の影響がある場合には、その内容を開示することを義務付けている(402条2号d)¹⁷⁾。同規程の解説によれば、相手方による仲裁手続の申立ては、「訴えが提起された場合」に該当しないものの、仲裁廷による仲裁判断は裁判所による「判決」と同様に、所定の財務上の影響がある場合には開示義務を負うことになる¹⁸⁾。なお、上場規程の定める開示義務はないと判断される場合に、適切な会社情報開示の観点から任意の開示を行おうとするときは、秘密保持義務の違反とならないよう、適用される仲裁規則や仲裁廷の決定による秘密保持義務の内容を慎重に検討すべきである。

4. おわりに

以上、国際仲裁の国際標準実務である文書開示手続の概要と実務上の留意点、仲裁の秘密性を担保するためのポイントを紹介した。知財に関わる国際仲裁が今後とも増えることが見込まれる中、企業の知財・法務担当者としては、従来型の裁判による紛争解決に加えて、国際仲裁の実務を理解し、備える必要がある。具体的には、紛争になる前、契約交渉の段階で、契約から生ずる虞のある紛争をイメージし、それらの紛争解決に相手方の内部文書が必要となるか等を検討した上で、仲裁合意における仲裁地選びやIBA証拠規則への言及、相手方からの情報提供義務の規定を契約に入れ込むことの要否等を検討することが重要である。

注 記

- 1) 仲裁の利便性の詳細は、以下の論説に譲る。ライセンス第1委員会第2小委員会、知財管理Vol.73

- No.12 pp.1500-1511 (2023), 小原淳見, 知財管理 Vol.66 No.6 pp.630-632 (2016), Queen Mary University, White & Case “2021 International Arbitration Survey : Adapting Arbitration to a Changing World” Chart 1 : Post-COVID-19, what would be your preferred method of resolving cross-border disputes?
<https://www.whitecase.com/publications/insight/2021-international-arbitration-survey>
- 2) 2023年4月BlackBerry社は、Catapult IP Innovations社とのBlackBerry社の特許ポートフォリオの譲渡契約(6億米ドル相当)をBlackberry社が解約したことにつき、Catapult IP Innovations社からJAMSの仲裁を申し立てられたと報道されている。(Global Arbitration Review 2023年6月14日)。田辺三菱製薬株式会社は、ノバルティス社が申し立てたICC仲裁でのロイヤリティ請求(30億米ドル相当)を退けたと報道されている。(Global Arbitration Review 2023年2月20日)
 - 3) 小原淳見, 前掲注1) p.629
 - 4) AAA (American Arbitration Association) は米国ニューヨーク州に本拠を置く仲裁機関であり、AAAが1996年に特に国際仲裁事件の管理のために設置したのが、ICDR (International Centre for Dispute Resolution) である。
 - 5) 2020 ICDR CASE DATA INFOGRAPHIC
https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA342_ICDR_Case_Data_2020.pdf
 2022 ICDR CASE DATA INFOGRAPHIC
https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA430_ICDR_Case_Data_2022.pdf
 - 6) 主な仲裁機関の日本企業を当事者とする2022年の申立件数は、次のとおりである。JCAA (19件), ICC (18件), SIAC (13件)。
 - 7) <https://www.ibanet.org/About-the-IBA>
 - 8) IBA証拠規則の英語版及び日本語訳はIBAのウェブサイト (<https://www.ibanet.org/resources>) で公表されている。
 - 9) 例えば、「国際仲裁における当事者の代理に関するIBAガイドライン」12条は「仲裁手続において文書提出が実施されるとき又は実施されるであろうときは、当事者の代理人は、依頼者に対して、文書保持規則に従って又は通常の業務の過程において削除されてしまう可能性のある、当該仲裁事件に関連性が有り得る電子的文書を含む文書を、合理的に可能な限り、保存する必要があることを伝えるべきである。」と定める。
<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=6F0C57D7-E7A0-43AF-B76E-714D9FE74D7F>
 - 10) 実務上、これら各項目を行方向(横向き)に示したものをRedfern Schedule, 列方向(縦向き)に示したものをStern Scheduleと呼ぶ。
 - 11) https://praguerules.com/prague_rules/ (参照日:2024年1月4日)。規則全文の和訳について、垣内秀介「国際仲裁手続の効率的な進行についての規則(プラハ規則)」JCAジャーナル66(11), pp.10-16 (2019)を参照。
 - 12) Peter J Pettibone, ‘The Prague Rules on the Efficient Conduct of Proceedings in International Arbitration : Are They an Alternative to the IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration?’, Asian Dispute Review (2019), Vol. 21, Issue 1, page 16 ; Janet Walker, ‘The Prague Rules : Fresh Prospects for Designing a Bespoke Process’, The Guide to Evidence in International Arbitration - Second Edition (2023),
<https://globalarbitrationreview.com/guide/the-guide-evidence-in-international-arbitration/2nd-edition/article/the-prague-rules-fresh-prospects-designing-bespoke-process>
 - 13) 小原淳見, 前掲注1) p.629
 - 14) 日本法及び日本法がモデルとしたUNCITRAL仲裁モデル法は明文で当事者の秘密保持義務を定めていない。ただし、英国のように、仲裁法に明文の定めがなくとも、判例法により、仲裁合意の解釈として当事者は互いに黙示の秘密保持義務を負うことが認められている国もある。
 - 15) ICC (International Chamber of Commerce, 国際商業会議所) の仲裁ADR委員会が定める仲裁規則
<https://iccwbo.org/dispute-resolution/dispute-resolution-services/arbitration/rules-procedure/2021-arbitration-rules/>
 - 16) UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law, 国連国際商取引法委員会) が定める仲裁規則

<https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/contractualtexts/arbitration>

- 17) 具体的には、「訴訟が提起された（判決等の）日」, 「訴訟の原因及び提起される（判決等）に至った経緯」, 「訴訟を提起した者の概要」, 「訴訟内容」, 「その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項」及び「今後の見通し」に関する情報について開示する。東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック2023年4月」p.210

- 18) 前掲注17) p.210。また、仲裁手続に関する事実が「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」として所定の財務上の影響がある場合には、バスケット条項（402条2号x）に従い、開示が必要となる点にも留意が必要である。

（URL参照日は11）を除き全て2024年2月6日）

（原稿受領日 2024年1月12日）

